

「利用者識別番号」の確認をお願いします！

「利用者識別番号」ってなに？

由布市の申告会場で作成する確定申告書について、納税者の皆様の利便性向上をはじめ、事務効率化、経費削減、デジタル化推進の観点から、書面ではなく、電子データによる税務署への提出を推進しております。

その際に必要となるのが、「**利用者識別番号**」※です。

※ マイナンバーとは異なり、国税庁が発行する16桁の番号です。

この番号は、一度取得していただければ、次回以降の申告の際にも同じ番号で確定申告書を提出することができます。

※ **由布市申告会場を利用し確定申告書の作成をされる方は、事前の確認または取得をお願いしております。**

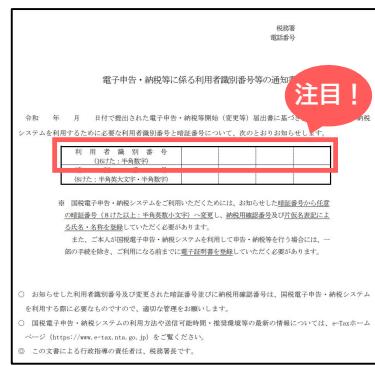
なお、ご自宅や税務署でスマホやパソコン等により利用者識別番号を取得された方、確定申告書を電子申告されたことがある方で、以下の書類等をお持ちの方は、申告会場来場の際はお手元にご準備をお願いします。

確認の方法～このような書類等をお持ちではありませんか？～

利用者識別番号等の通知 (スマホによる通知)



利用者識別番号等の通知書 (書面による通知)



税務署からのお知らせハガキ



税務署で申告等した際の通知



上記のほか、市役所や税務署の相談会場等において、確定申告書をパソコンまたはスマホで作成されたことのある方は、確定申告書の控え等にも利用者識別番号が表示されている場合があります。

Q1 利用者識別番号を取得するメリットは何ですか？

答1 還付申告の際、確定申告書の提出から還付金振込までの期間が書面申告の場合と比べて短縮されます。

また、社会保険料控除、生命保険・地震保険料控除、寄附金控除等の各種証明書について、その記載内容を入力して送信することにより提出が不要となります。※一部の処理を除きます

Q2 利用者識別番号は必ず取得しなければならないのですか？

答2 由布市の相談会場で確定申告を行う方は、原則として事前の取得をお願いしています。

申告相談の円滑化のため、「**利用者識別番号の事前取得**」にご協力を願いいたします。

確定申告書作成の円滑化のため御協力を願いいたします！
利用者識別番号をお持ちでない方は、スマホにより取得をお願いいたします。詳しくは裏面へ ⇒

スマホで「利用者識別番号」を取得する方法

以下の方法により**5分程度で取得**できます♪
ぜひ手続きをお願いいたします。



① e-Tax HPにアクセス



<https://kaishi.e-tax.nta.go.jp/SU.APP/ink/kaishiShiinkiKojin>

上記QRコードまたはURLから
e-Taxホームページへアクセスし
てください

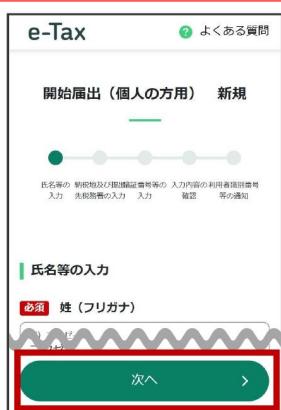
※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

② 作成開始



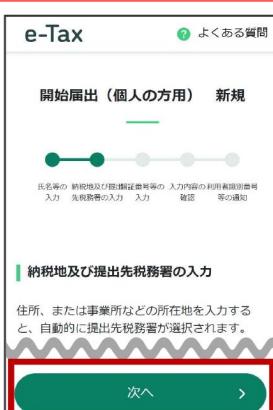
「マイナンバーカード
をお持ちでない方はこ
ちら」をタップしてく
ださい

③ 入力内容の 確認・送信



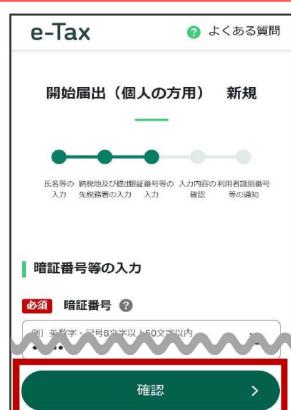
氏名等を入力し、「次
へ」ボタンをタップ

④ 納税地等 の入力



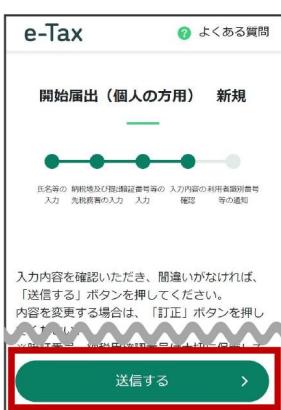
住所等を入力し、「次
へ」ボタンをタップ

⑤ 暗証番号等 の入力



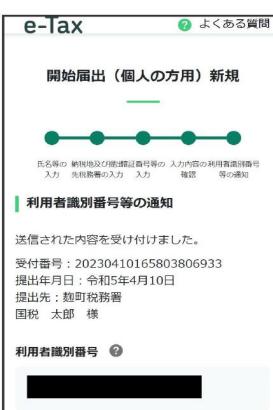
暗証番号を設定のほか
メールアドレス等を入力
し、「確認」ボタンをタップ

⑥ 入力内容の 確認・送信



入力内容に誤りがない
ことを確認し、「送信
する」ボタンをタップ

⑦ 利用者識別 番号の確認



通知された利用者識別番
号をご確認いただくとと
もに、メモするかスク
リーンショット等で保存

メモ欄

利用者識別番号

暗証番号

ご協力ありがとうございました!

